

第 5 章

第 1 期障がい児福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策

2016年（平成28年）5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障がい児福祉計画の作成が義務付けられ、国の基本指針では、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図ることが重要とされています。

本章では、障がい児福祉計画における方策等を記述します。

1 障がい児福祉サービス等

①児童発達支援

サービスの内容

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

見込量

【児童発達支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画見込量	利用者数/月	74	77	79

②放課後等デイサービス

サービスの内容

学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある子どもの放課後等の居場所を提供します。

見込量

【放課後等デイサービスのサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画見込量	利用者数/月	62	64	66

③保育所等訪問支援

サービスの内容

保育所等を現在利用中の障がいのある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

見込量

【保育所等訪問支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	利用者数/月	4	5	5

④医療型児童発達支援

サービスの内容

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。

見込量

【医療型児童発達支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	利用者数/月	1	1	1

⑤児童相談支援

サービスの内容

サービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に児童支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

見込量

【児童相談支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	利用者数/月	17	18	18

⑥居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

見込量

【居宅訪問型児童発達支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	利用者数/月	—	1	1
	人日分/月	—	4	4

⑦医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービスの内容

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置していきます。

見込量

【医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置	無	無	有

⑧障がい児の子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

目標の設定

【障がい児の子ども・子育て支援等定量的な目標の設定】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	保育所	10	8	6
	認定こども園	15	17	19
	放課後児童健全育成事業	30	30	30

サービス量確保のための方策

- ・身近な地域で質の高い支援を必要とする子どもが、療育を受けられる場の整備に努めます。また、各担当課が持つ情報の共有・連携を推進することで、障がいのある子どもを療育する家庭をサポートしていきます。
- ・児童相談支援については、児童相談支援事業者と連携し、サービスの提供を進めていきます。